

被災された労働者及びそのご遺族の皆様へ

山形労働局

労働者の方が仕事や通勤が原因で被災された場合には、ご本人やご遺族の方に「労災保険制度」により補償が行われます。

労災補償の考え方や請求方法の詳細及び給付内容等についてご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へお問い合わせ下さい。

1 今回の地震に関する労災補償の考え方について

作事中に、地震や津波により建物が倒壊したこと等、業務が原因で被災された場合は、労災補償の対象となります。

通勤途上で被災された場合も、業務災害と同様に労災補償の対象となります。

2 労災保険の請求について

被災された労働者の方やそのご遺族の方が請求を行っていただいた上で、労災保険の対象となるか否かの調査を行います。

労災請求については、被災された労働者の方が所属していた事業場を管轄する労働基準監督署で受け付けておりますが、今回の地震によるケガや死亡等に関する請求については、全国のすべての監督署で受け付け、所轄の監督署に回送しております。また、労働局の実施する出張相談等の場でも請求書を受付けております。

やむを得ない事情により医師や事業主の証明を受けられない場合や所定の請求書が入手できない場合でも、任意の様式により受け付けております。(この場合、請求人の住所、氏名、生年月日、性別、被災日時、被災場所、被災した状況、所属事業場名及び住所等を記載していただくこととなります。)

3 労災保険の認定手続について

ご提出いただいた請求書に基づき、労働基準監督署で被災状況など調査した上で、労災の対象となるか否かの認定を行うこととなりますので、労災請求に当たっては、身分や賃金の額がわかる資料(社員証、賃金明細書など)を用意していただくようお願いします。

なお、これらが無い場合には、以下の事項について、可能な範囲で関

係者からの聴き取りなどにより労災保険の対象となるかを判断しますので、ご協力をお願いします。

労災保険の対象となる会社か否か
被災された方は労働者であるか否か
仕事や通勤が原因で被災されたか否か
毎月の給与や賞与の額
家族の状況や生計の維持など

詳細については、県内の各労働基準監督署又は山形労働局労災補償課までお問い合わせください。

山形労働局労災補償課

〒990 - 8567

山形市香澄町 3 - 2 - 1 山交ビル

電話 023 - 624 - 8227

山形労働基準監督署

〒990 - 0041

山形市緑町 1 - 5 - 48

電話 023 - 624 - 6211

米沢労働基準監督署

〒992 - 0012

米沢市金池 3 - 1 - 39

電話 0238 - 23 - 7120

庄内労働基準監督署

〒997 - 0047

鶴岡市大塚町 17 - 27

電話 0235 - 22 - 0714

新庄労働基準監督署

〒996 - 0011

新庄市東谷地田町 6 - 4

電話 0233 - 22 - 0227

村山労働基準監督署

〒995 - 0024

村山市楯岡笛田 4 - 1 - 58

電話 0237 - 55 - 2815